

都立学校実習支援専門員（産育休代替非常勤職員）の主な勤務条件

（令和８年８月１日現在）

事 項	内 容
任用期間	令和８年１０月１日から令和９年３月３１日まで ※ 職員の妊娠出産休暇・育児休業期間の延長や短縮により、当初の任用期間を変更することがあります。
勤務日数	原則として月１６日。月によって勤務日数の調整を行う場合があります。 各月の勤務割振りについては、配置先の所属長が決定します。
勤務時間	１日７時間４５分
休暇等	（有給） 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休業、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
条件付採用	原則として、採用から１か月は条件付きの採用となります。
兼業・兼職	営利企業等に従事する（兼業）する場合は、届出が必要です。
報酬	２０８，１００円（月額）（令和７年度の額であり、改定される場合あり） ※ 報酬額は、常勤職員の給与との権衡を考慮し、前年度の報酬額を基準として、各年度の４月１日に見直します。 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給します。
通勤費	第二種報酬（通勤費相当分）を支給します（上限１５０，０００円／月）。（※） ※ 特急料金を含みます。なお、特急料金については一定の要件を満たす場合に支給します。
公務災害補償	東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年東京都条例第１１４号）及び労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の定めるところによります。
社会保険	地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）の定めるところにより、それぞれの保険に加入します。

特記事項	○ 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ○ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ○ このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
-------------	--

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります